平成 27 年度 包括外部監査の結果報告書

包括外部監查人 公認会計士 木村大輔

「特別会計(地方公営企業法適用事業に係るものを除く)に係る事務の執行及び事業の 管理について」 要 約 版

第1 外部監査の概要

1 特定の事件を選定した理由

特別会計は、地方公共団体が特定の事業を行う場合、一般会計の歳入歳出とは区分経理する必要がある場合に設置される会計区分である。県では平成25年度において11の特別会計が計上されており、平成25年度における特別会計の歳入歳出決算額は、歳入総額2,570億円、歳出総額は2,480億円となっており(うち県公債管理特別会計2,189億円)、一般会計を含む県全体の決算額のおよそ5分の1を占めている。震災以降、県の予算額は大幅に増加したが、当該予算額には復旧復興事業対策予算を含んでおり、復興関連の予算額(平成26年度当初予算で3,813億円)を除くと、県の財政に占める特別会計の割合はさらに大きくなる。

そこで、特別会計予算が、特別会計設置の趣旨に基づき適切に執行され、特別会計において計上されている貸付金・未収入金等の債権管理を適正に行うとともに、特別会計で取得した財産の管理が適切に行われているかを検討することは、限られた県の財政を一層効率的に運用することに資すると考え、特定の事件として選定した。

2 監査対象特別会計

監査対象とした特別会計は以下のとおりである。

- (1) 母子父子寡婦福祉資金特別会計
- (2) 農業改良資金等特別会計
- (3) 県有林事業特別会計
- (4) 林業・木材産業資金特別会計
- (5) 沿岸漁業改善資金特別会計
- (6) 中小企業振興資金特別会計
- (7) 土地先行取得事業特別会計
- (8) 公債管理特別会計
- (9) 証紙収入整理特別会計
- (10) 流域下水道事業特別会計
- (11) 港湾整備事業特別会計

なお、農業改良資金特別会計に関連する県出資法人である公益社団法人岩手県農業公社(以下「農業公社」という。)及び流域下水道事業特別会計に関連する県出資法人である公益財団法人 岩手県下水道公社(以下「下水道公社」という。)を監査対象に含めている。

第2 監査対象の概要

1 設置状況

総務部 : 公債管理特別会計

保健福祉部 : 母子父子寡婦福祉資金特別会計

商工労働観光部:中小企業振興資金特別会計

農林水産部:農業改良資金等特別会計、県有林事業特別会計、林業・木材産業資金特別会計、

沿岸漁業改善資金特別会計

県土整備部 : 土地先行取得事業特別会計、流域下水道事業特別会計、港湾整備事業特別会計

出納局: 証紙収入整理特別会計

2 業務概要

特別会計名	事業内容
(1) 母子父子寡婦福祉資金特別会	母子父子寡婦福祉資金貸付事業は、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対
計	し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養してい
	る児童(子)の福祉を増進するため、資金の貸付を行う事業である。
(2) 農業改良資金等特別会計	①農業改良資金貸付事業
	都道府県知事から貸付資格の認定を受けた農業の担い手等がその自主性や
	創意を生かしつつ、農業改良措置を実施する場合に必要な資金を無利子で貸
	し付ける制度である。なお、平成22年10月から、貸付主体が県から日本政
	策金融公庫に変わっている。
	②就農支援資金貸付事業
	認定就農者(新たに就農しようとする青年等(既に就農しているものは対
	象外)が就農計画を作成し、岩手県就農計画認定委員会で審査のうえ知事が
	認定した者)を対象として、就農を支援する資金を無利子で貸し付ける制度
	であり、就農研修資金、就農準備資金、就農施設等資金の種類がある。なお、
	平成26年10月から貸付主体が県から日本政策金融公庫に変わっている。
(3) 県有林事業特別会計	県有林は、明治42年に国有林を取得して以降、各時代の社会的、経済的な
	要請を反映しながら、県有模範林と県行造林の区分ごとに森林を造成し、県
	内民有林経営の振興に寄与してきた。県有林事業は、平成12年をもって新規
	造成を終了したため、現在は間伐事業を中心に実施されているが、森林整備
	を通じて山林地域での雇用の安定等に大きく貢献しているとともに、再生可
	能な循環資源である木材生産を始め、県土の保全、水資源の涵養、自然環境
	の保全など、公益的機能の高度発揮を通じ、県民生活にとって重要な環境の
	維持・向上の役割を担っている。
	なお、平成19年度の社団法人岩手県林業公社の解散に伴い、林業公社事業
	については、県が引き継ぎ管理している。このため、県では、平成19年度か
	ら、県有模範林と県行造林を県営林、旧林業公社営林を公営林として管理し
	ている。

特別会計名	事業内容
(4) 林業·木材産業資金特別会計	林業従事者、林業従事者の組織する団体、木材製造業を営む者、木材製造
	業を営む者の組織する団体等に対し、新規事業の開始、機械・施設の整備、
	労働環境の整備等を行おうとする林業者や木材加工業者に融資する長期資金。
	(直貸・転貸)
(5) 沿岸漁業改善資金特別会計	沿岸漁業者(20トン未満の漁船漁業者及び養殖漁業者)に対し、近代的な
	漁業技術の導入、漁家生活の改善、漁業後継者の育成を行おうとする沿岸漁
	業者に融資する資金。(直貸のみ)
(6) 中小企業振興資金特別会計	【以下監査対象とした中小企業高度化事業のみ記載。】
	中小企業者が、他の事業者との連携、事業の共同化又は集積の活性化に寄
	与する事業を行うために必要な事業(ショッピングセンターの建設等)を行
	う場合に、独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「機構」という。)と
	県が協力し、長期低利の資金貸付を行うことにより、中小企業の振興に寄与
	することを目的とする事業である。
(7) 土地先行取得事業特別会計	①土地先行取得事業
	用地国債を活用し、国土交通省所管の国庫補助事業の実施に必要な用地を
	本特別会計によりあらかじめ取得し、一般会計が再取得することで、一般会
	計予算に縛られずにタイムリーな用地取得を可能にすることを目的としてい
	る。
	②土地開発基金の運用
	土地開発基金を歳計現金として繰替運用した収益を歳入とし、土地開発基
	金管理事務費に充当するほか、管理事務費が発生しない場合は、一般会計へ
	の繰出金としている。
(8) 公債管理特別会計	公債管理特別会計は、借換債(一般会計が発行する通常債の借換時に起債す
	るもの)の発行と、通常債と借換債両方の償還事務を行う特別会計である。
(9) 証紙収入整理特別会計	①県証紙の歳入事務
	収入証紙制度とは、県の歳入(使用料及び手数料)が納入通知書による現
	金納付が原則であるところ、収入証紙による納入を認め、現金収納事務の簡
	素化・効率化を図るために設けられた制度である。
	②収納計器の始動票札による歳入事務
	自動車税及び自動車取得税(県税)の納入の際に、始動票札というカード
	に現金チャージされた証紙の額面相当額を収納計器に表示させることで、証
	紙の貼付に代えて納入を行うものである。
	①県証紙の売りさばき代金(県窓口での販売及び売りさばき人への販売)の
	収入(使用料及び手数料)、②証紙代金収納計器である始動票札による交付
	金収入(県税:自動車税及び自動車取得税)が証紙収入整理特別会計の歳入
	である。
(10) 流域下水道事業特別会計	下水道は、生活環境の改善を図り、健康で快適な生活を営むうえで重要な
	施設であり、また、公共用水域の水質を保全する重要な役割を担う都市基盤
	施設である。

特別会計名	事業内容
	このため、県では北上川流域別下水道整備総合計画で流域下水道として位
	置づけられた区域について市町村と一体となって計画的かつ積極的に整備を
	進めており、北上川上流流域下水道事務所は北上川上流流域下水道と磐井川
	流域下水道の二つの流域下水道を所掌している。
(11) 港湾整備事業特別会計	県には、港湾法の規定による重要港湾として、久慈、宮古、釜石、大船渡
	の4港湾がある。また、地方港湾として八木、小本の2港湾が存在しており、
	昭和初期から港湾整備事業を実施している。
	港湾整備事業は、概ね「港湾施設」の整備と「埋立」事業からなるが、そ
	の整備目的により、一般会計で実施する事業と港湾整備事業特別会計で実施
	する事業に分けられる。一般会計では、港湾施設のうち基本施設(岸壁、防
	波堤など)の整備を実施し、特別会計では、港湾施設のうち機能施設(上屋、
	貯木場など)の整備と、埋立事業(埠頭用地及び工業用地)を公営企業とし
	て実施している。また、港湾整備事業特別会計は、港湾施設整備事業と工業
	用地造成事業の2つの事業で構成されている。

3 各特別会計の歳出決算額の推移

(単位:千円)

特別会計名	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
(1) 母子父子寡婦福祉資金特別会計	274, 451	244, 300	206, 834	187, 052	168, 055
(2) 農業改良資金等特別会計	149, 151	462, 476	127, 356	74, 241	72, 233
(3) 県有林事業特別会計	3, 949, 267	3, 866, 625	3, 535, 170	3, 687, 261	3, 648, 626
(4) 林業·木材産業資金特別会計	134, 544	64, 423	29, 065	130, 083	1, 229
(5) 沿岸漁業改善資金特別会計	27, 394	270, 518	707	261	18, 919
(6) 中小企業振興資金特別会計	575, 158	1, 029, 184	475, 071	358, 799	450, 895
(7) 土地先行取得事業特別会計	251, 736	1, 268	1, 313	1, 306	1,056
(8) 公債管理特別会計	148, 082, 966	197, 343, 647	196, 865, 746	218, 967, 011	242, 470, 413
(9) 証紙収入整理特別会計	4, 567, 744	4, 612, 006	4, 934, 287	4, 377, 437	3, 394, 974
(10) 流域下水道事業特別会計	7, 654, 329	7, 776, 720	9, 810, 021	7, 730, 389	7, 757, 307
(11) 港湾整備事業特別会計	1, 983, 387	2, 683, 905	3, 242, 611	4, 733, 915	6, 015, 769

⁽注)「(6)中小企業振興資金特別会計」については、監査対象とした中小企業高度化事業の歳出決算額である。

4 各特別会計の実地監査場所

実地監査場所		合同庁舎名 (略称)_				III #	山水灰		
	本庁	盛岡	県南	県南	沿岸	沿岸	県北	出先 事務所	出資 法人
特別会計名			(奥州)	(花巻)	(釜石)	(宮古)	(二戸)		
(1) 母子父子寡婦福祉資金特別会計	0	0		0			0		
(2) 農業改良資金等特別会計	0	0	0				0		0
(3) 県有林事業特別会計	0	0	0				0		
(4) 林業・木材産業資金特別会計	0	0	0				0		
(5) 沿岸漁業改善資金特別会計	0								
(6) 中小企業振興資金特別会計	0								
(7) 土地先行取得事業特別会計	0								
(8) 公債管理特別会計	0								
(9) 証紙収入整理特別会計	0	0	0				0		
(10) 流域下水道事業特別会計	0							0	0
(11) 港湾整備事業特別会計	0				0	0			

(注)○が実地監査を実施した場所である。なお、振興局名と実地監査を実施した合同庁舎名(略称) との関係は下表のとおりであり、略称は、本報告書全文に渡り使用している。

振興局名	合同庁舎名	略称
盛岡広域振興局	盛岡地区合同庁舎	盛岡
	奥州地区合同庁舎	県南(奥州)
県南広域振興局	花巻地区合同庁舎	県南(花巻)
沿岸広域振興局	釜石地区合同庁舎	沿岸(釜石)
何 <u></u> 月月月月月月月日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日	宮古地区合同庁舎	沿岸 (宮古)
県北広域振興局	二戸地区合同庁舎	県北(二戸)

第3 外部監査の結果及び意見

今回の監査の過程で発見された個別検出事項については、「指摘」と「意見」に分けており、以下の判断基準によっている。

区分	根拠規定	監査上の判断基準
指摘	監査の結果(地方自治法	違法 (法令、条例、規則等の違反)
	第 252 条の 37 第 5 項)	不当(違法ではないが行政上実質的に妥当性を欠くこ
		と、または適当でないこと)
意見	監査の結果に添えて提出	違法または不当なもの以外で、包括外部監査人が個別
	する意見(地方自治法第	検出事項として記載することが適当と判断したもの
	252 条の38 第2項)	

監査結果の概要(要約)は下表の通りである。

また、タイトル行の「結果又は意見の種類」は以下のとおりである。

• 共通事項:特別会計に関わる本庁及び振興局に共通の指摘又は意見

• 個別事項:実地監査を実施した本庁又は振興局で個別に検出された指摘又は意見

• 出資団体:実地監査を実施した県出資団体で検出された指摘又は意見

特別会計名	項目	結果又は意見の概要	結果	結果又は
			又は意見	意見の種類
母子父子寡	特別会計の	■制度利用促進策の検討	意見	共通事項
婦福祉資金	運営状況	対象世帯数に対する対象制度の利用人数割合は、東北の他県に		
特別会計		比べて比較的高いが、当該絶対値が高いのか低いのかを論ずるこ		
		とは難しいところである。また、当該制度の利用者の増加は生活		
		弱者の増加を表しているため、必ずしも貸付割合が高いことが是		
		とされるということではないと考える。しかしながら、制度の存		
		在を認識できず、利用の機会を逸している県民が存在することも		
		推測することができる。		
		さらに当該制度を普及していくために、県の普及活動の促進を		
		申し入れたい。		
		■貸付件数等と職員数等の関係について	意見	共通事項
		今回の実地監査で訪問した 3 つの振興局に関して、滞納債権の		
		件数や償還率などにばらつきがあった。		
		もちろん、地域性もあろうと思料するが、県北(二戸)と他の 2		
		つの振興局との格差(職員一人当たり貸付件数や償還協力員一人		
		当たりの滞納債権件数)については、是正が必要ではないかと考		
		える。		
		債権回収業者への委託も考慮しつつ、今回実地監査を実施した		
		振興局以外の振興局についても、必要に応じて、貸付担当職員、		
		償還協力員の配置のバランスについて、再考いただきたい。		

特別会計名	項目	結果又は意見の概要	結果 又は意見	結果又は 意見の種類
		■繰越金残高について	意見	共通事項
		平成 26 年度末の母子父子寡婦福祉資金特別会計全体の繰越金		7,27
		は、381,049 千円であった。繰越金は増加の一途をたどり、平成		
		26年度末の繰越金の金額は、平成22年度末の7倍強となっている。		
		平成26年度末の現況としては、当該特別会計の運用規模に比し		
		て、明らかに繰越金額は多額であると考える。		
		今後は、上記「■制度利用促進策の検討」に記載したとおり、		
		より一層県民に対して制度を周知し、貸付制度の利用者の増加を		
		図ることや償還率改善は喫緊の重要課題であり、これらの施策を		
		実施することを前提に、維持すべき繰越金の額を見積もり、資金		
		の有効活用の観点から、必要に応じて余剰と考えられる繰越金に		
		ついては国庫への返還や一般会計への繰り出し等を検討する必要		
		があると考える。		
	貸付事務	■借用書の徴収と貸付金の交付時期について	意見	個別事項
		貸付金の交付は借用書の記載に基づいて行われるべきものであ		
		 り、法律関係が明確になった後に貸付金の交付が行われる必要が		
		 あるが、貸付金交付の後で借用書を徴収しているケースが散見さ		
		れた。		
		 資金用途に応じて、貸付決定後できる限り早く貸付を実行して		
		 ほしいという借用者の要望については理解できるが、可能な限り		
		│ │ 貸付交付日までには借用書の徴収を行って法律関係を明確にする		
		ように努めていただきたい。		
		■貸付審査基準について	意見	共通事項
		母子父子寡婦福祉資金貸付事業においては補助金の支給という		
		手段ではなく、将来的な自立を促すための貸付という手段を採用		
		しており、貸付である限りは回収可能性を検討して貸付の審査を		
		行う必要がある。		
		 例えば以前の貸与について延滞しており完済していない場合には、		
		追加で行う貸付について返済の意思が低いものと考えられること		
		 から、返済の意思が確認できない以上は審査の段階で貸与を認め		
		 ないなどの回収可能性を考慮した審査基準及びチェックリストと		
		なるよう見直しが必要と考える。		
		■貸付審査会資料の保存について	意見	共通事項
		貸付審査会の審査内容の記録である「審査録」は「貸付審査会」		
		ファイルに綴じられているが、当該ファイルの保存期間は 5 年間		
		となっており、審査対象の貸付金の償還完了前に処分されてしま		
		う。貸付の審査に関する書類は、延滞が発生した場合に回収の手		
		がかりとなる資料であるため、個人ごとの「母子相談ケースファ		

特別会計名	項目	結果又は意見の概要	結果	結果又は
			又は意見	意見の種類
		イル」に審査録のコピーを綴じる等により、貸付金の償還が完了		
		するまで保管・管理する必要があると考える。		
		■貸付審査チェックリストについて	意見	共通事項
		制度利用者からの申請に基づき貸付の審査を実施する際に用い		
		るチェックリストにつき、厳密に当リストを適用すると保証人が		
		二人必要になる結果となるが、申請者の貸付理由が就学に伴う貸		
		付であり当制度を利用できない場合は就学が困難となるという理		
		由から保証人を一人としているケースが散見された。		
		チェックリストの内容が、現在の運用実態とは乖離している状		
		況も見受けられることから、各振興局の事例を収集し、実態に即		
		したチェックリストとなるよう適宜改定されるべきと考える。		
	償還事務	■母子・父子・寡婦福祉資金償還計画書(以下「償還計画書」と	意見	個別事項
		いう。) について		
		盛岡において、過去においては、償還計画書を入手していた経		
		緯はあるものの、最近年度において延滞等による貸付条件の変更		
		があった場合に、償還計画書を作成して入手することは行われて		
		いなかった。		
		償還計画書は入手されていなくても、実質的な回収努力は行わ		
		れており、その点では特段の問題はないものと認められるが、当		
		初償還計画どおりに回収できなくなったことが明らかになった時		
		点で当該債権管理上のリスクが増すため、その時点で債権の残高		
		 を確認し合い、今後の償還方法について十分に話し合い、可能な		
		 限り現実的な回収スケジュールを合意した結果である償還計画書		
		 を入手することは、債権保全の観点から重要な手続きである。		
		 当該手続きの証としての償還計画書を徴収することをお願いし		
		たい。		
		■償還滞納者台帳の債権区分について	指摘	個別事項
		 滞納者台帳には、県の定める債権分類基準に基づく債権区分(A		
		 ~E)を記載することになっているが、当該債権分類の記載が適		
		 切でない案件が散見された。		
		本件は、台帳上の記載誤りのみであり、実際の債務者に対する		
		行動方針に不備はなかったため、実害があるということではない		
		が、正確な台帳を作成して備置する観点から、今後正確な債権区		
		分の記載にご留意いただきたい。		
		■債権区分の考え方の統一	意見	共通事項
		一 頃作品があるためで、 振興局長は滞納者について適切に管理するために毎年6月1日	NEV Z	ハルチス
		の状況について、母子・父子・寡婦福祉資金償還滞納者台帳を作		
		成する必要があるが、これに関連して県は「「母子・父子・寡婦		
	1	ルステマ心女がのなが、これに関連して宗は「「耳丁・又丁・寿畑		

特別会計名	項目	結果又は意見の概要	結果	結果又は
			又は意見	意見の種類
		福祉資金償還滞納者台帳」記載要領」を作成して、各振興局の滞		
		納者管理を行うようにしている。		
		一方、盛岡では、過去盛岡市も管轄していた時に、実務的な便		
		宜から「ハイリスク債権管理実施要領」を独自に作成して、独自		
		の滞納区分を設定して過年度収入未済債権に対する対応を決定し		
		ている。		
		実質的な債権管理の方法に相違はないものの、保証人への接触		
		等の取扱いについて微妙に異なるなどのケースもあることから、		
		この点も踏まえて滞納債権分類のルールを統一することが望まれ		
		る。		
		■「母子相談ケースファイル」の保存期間について	意見	共通事項
		貸付の申請者ごとに面談記録や申請書類一式が綴られている「母		
		子相談ケースファイル」は、永年保存であることから貸付金の償		
		還完了後も保存され続けており、ファイル数が膨大となって保管		
		場所の確保に苦慮している振興局が見受けられた。		
		貸付金償還完了後の当該ファイルについて、永年保存の必要性		
		を再検討し、必要に応じて処分方針を定めて順次処分するなど、		
		保存場所の確保に向けた取組を行うことも検討されたい。		
農業改良資	農業公社	■違約金残額の通知について	意見	出資団体
金等特別会		農業公社では、延滞債権の債務者に対して、年度末に一年分の		
計		入金額と償還残額を通知する領収証書、2ヶ月に一度償還額と償還		
		残額を通知する「就農支援資金分割返済額及び償還残額のお知ら		
		せ」を送付している。しかしながら、両書類ともに、元金償還額		
		と残額の記載のみであり、違約金残額の記載がなかった。		
		確かに元金を完済しなければ違約金の発生はストップしないた		
		め元金の償還が最優先ではあるし、多額の違約金があることを実		
		感することにより、逆に債務者の返済意欲をそいでしまう可能性		
		も否定できないことは理解できる。		
		しかしながら、償還の都度発生する違約金については、元金回		
		収後にあらぬトラブルにならないよう、債務者の状況にも配慮し		
		つつ、その都度残高も通知することを検討していただきたい。		
県有林事業	特別会計の	■公債費残高の推移について	意見	共通事項
特別会計	運営状況	過去に造成事業を実施するに際して発行した公債(現日本政策		
		金融公庫からの借入金)の償還額は、平成 30 年後半から平成 50		
		年前半にかけてピークを迎え、平成72年に償還が完了するが、平		
		成 26 年度末現在で 871 億円の公債残高 (利息を含む) を抱えてい		
		る。		
		本事業に係る県外部からの歳入は、立木の売払収入が主たるも		

特別会計名	項目	結果又は意見の概要	結果	結果又は
			又は意見	意見の種類
		のであるが、年間 2~4 億円程度であるため、年間約 25 億円の公		
		債の償還額は、一般会計からの繰入金で賄わざるを得ない状況で		
		あり、将来の利息負担を軽減する観点からは、繰上償還により早		
		期に残高を減少させることを目指す必要がある。 		
		この点、「県有林第 5 次基本計画」において、平成 25 年度〜平		
		成34年度までの収支計画を定めており、繰上償還も積極的に取り		
		入れた収支計画を立案し、概ね計画通りに実行中である。今後も		
		当該計画の実行可能性を確保しつつ、着実に計画を実行していた		
		だきたい。		
		■県営林造成基金と公営林造成基金の立木の評価額について	意見	共通事項
		県営林と公営林で評価方法が異なっており、評価額も大きく異		
		なっているが、これは公営林の取得価額を県議会において議決し		
		た経緯があるためであり、当時の評価額の決定方法や決定額の妥		
		当性に異論を唱えるということでは決してない。		
		しかしながら、一方で、平成 27 年 1 月 23 日に総務大臣より発		
		 せられた「統一的な基準に基づく地方公会計の整備促進について」		
		 における財務書類の作成方法には、立木の評価方法に関する指針		
		 も示されており、当該方法に従って財務書類を作成する上で、異		
		 なる評価方法で算出した基金台帳の評価額をそのまま財務書類の		
		 評価額とすることには疑問がある。		
		 もちろん、今後本件について県として評価方法を検討すること		
		になると考えるが、その際には、上記事項も十分考慮に入れた上		
		で評価方法を決定する必要があると考える。		
		なお、統一的な基準に基づく財務書類の作成基準のひとつであ		
		る「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」では再調達価額と		
		することが原則とされており、本手引きを踏まえ、県営林と公営		
		林に共通の評価方法の確立が求められるところである。		
		この場合、財務書類に現在の基金台帳の金額と異なる金額が計		
		上されることとなるが、基金台帳と財務書類はその目的を異にす		
		る書類であることから、必ずしも金額の一致が求められるもので		
		はないと考えられる。		han mark to the
	売却事務	■県有林産物(立木)売買契約書の記載事項について	意見	個別事項
		県有林産物(立木)売買契約書の第 1 条には、売買物件の種類		
		及び数量を記載することとなっているが、売買契約書を閲覧した		
		ところ、樹種別の契約数量の記載がなく合計の数量のみの記載と		
		なっていた。		
		実質的な問題はないものの、契約者双方が売買対象物を契約書		
		面にて確認し、不測の事態が生じた場合の文書証拠とするために		

特別会計名	項目	結果又は意見の概要	結果	結果又は
			又は意見	意見の種類
		も、当該情報を契約書に明記する必要がある。		
	その他	■間伐木売払方式による間伐事業について	意見	共通事項
		県として、主にコストカットのメリットを大きく期待できる間		
		伐木売払方式による間伐事業を積極的に実施するうえで、実施業		
		者への情報発信や啓発活動を行うことにより、より一層競争原理		
		の働く見積合わせが実施できるようにしていただきたい。		
沿岸漁業改	特別会計の	■繰越金残高について	意見	共通事項
善資金特別	運営状況	平成 26 年度末の沿岸漁業改善資金特別会計全体の繰越金は、891		
会計		百万円であった。被災漁業者が東日本大震災津波災害の復旧に時		
		間を要していること、他の復興関連支援制度を利用していること		
		等の影響から、平成 23 年度から平成 25 年度にかけて貸付実績が		
		なく、貸付金の償還により繰越金は増加している。平成22年度以		
		前は、毎年度 1 億円を越える貸付があったため、一定額以上繰越		
		金を維持することが必要とされていたが、それでも貸付額の 6 倍		
		強の繰越額を維持し続けていた。		
		東日本大震災津波の影響等から、平成 26 年度の現況としては、		
		貸付実績 18 百万円に対して繰越額が 891 百万円と約 50 倍近くと		
		なっており、当該特別会計の運用規模に比して繰越金額は多額で		
		あると考える。		
		今後復興関連支援制度が終了した後には、本資金の利用促進が		
		図られることを視野に入れつつも、本来維持すべき繰越金の額を		
		検討することも必要であると考える。		
	債権管理	■延滞債権の管理事務について	意見	個別事項
		県が平成 12 年度に貸し付けた債務者への貸付金は、平成 26 年		
		度に連帯保証人により元本が完済されたものの、延滞金の支払が		
		滞っている。		
		平成 23 年度から平成 25 年度にかけて、県は連帯保証人との面		
		談等を行うことなく、返済が行われない債務者への連絡を継続し		
		ていた。		
		確かに、平成 22 年に債務者の所在や返済の意思が確認できてい		
		ることから、原則どおり債務者本人に督促している。連帯保証人		
		へ返済の督促を強く行わなかったことは、東日本大震災津波の影		
		響を考慮した県の配慮であったと思料するが、その間も延滞金は		
		膨れ続けていた。		
		本件の経験を踏まえ、県として債務者や連帯保証人との接触に		
		関する対応方針を改めている。今後同様の事象が生じることのな		
		いよう、対応を行っていただきたい。		

特別会計名	項目	結果又は意見の概要	結果	結果又は
			又は意見	意見の種類
中小企業振	特別会計の	■繰越金残高について	意見	共通事項
興資金特別	運営状況	平成 26 年度末の中小企業振興資金特別会計全体の繰越金は、		
会計		682,219 千円であった。繰越金は減少傾向にはあるものの、平成		
		26 年度末現在の現況としては、当該特別会計の運用規模に比して		
		明らかに多額であると考える。		
		資金の有効活用等の観点からも、余剰である繰越金については、		
		一般会計への繰り出しや必要に応じて国庫への返納を検討すべき		
		である。		
		なお、平成 27 年 3 月 31 日に小規模企業者等設備導入資金助成		
		法が廃止されたことで、当該事業は貸付金の償還業務のみが残り、		
		従来のように、貸付金の償還資金を新規の貸付原資とすることは		
		なくなったため、県においても、小規模企業者等設備導入資金貸		
		付事業にかかる繰越金等の国への償還を平成28年度から実施する		
		ため、現在、国と協議中であるとのことであった。		
	債権管理	■貸付金台帳への残高の記載について	意見	個別事項
		定型フォームである貸付金台帳(手書きの台帳)には、各年度		
		の県の貸付元利金回収額と県から機構への返済額及び一般会計繰		
		出額のフロー情報を記載する欄はあるものの、貸付金残高等のス		
		トック情報を記載する欄が設けられていない。		
		今後、財産等の残高(ストック情報)を意識した自治体マネジ		
		メントに資するためにも、貸付金台帳に貸付金等の残高欄を設け		
		ることが望まれる。		
		■時効期間が経過した違約金について	意見	個別事項
		既に貸付金は全額償還済であるものの、償還が遅れたことによ		
		り生じた違約金17,692千円については、債務者が破綻しているこ		
		ともあり、連帯保証人が細々と返済を続けていたが、平成 11 年 7		
		月に17,542千円を残して償還が停止した。監査人が実地監査した		
		時点では、当該違約金は不納欠損処理されておらず、また、貸付		
		財源の貸し手である機構に対しては借入金の返済や債務免除交渉		
		の手続きがとられていなかった。		
		違約金債権の回収は極めて困難である状況で、機構への返済の		
		要否が未確定である現況は適切であるとは言い難く、違約金債権		
		の不納欠損処理とともに、機構に対する債務免除要求等の手続き		
		を早期に実施すべきであったと考える。時効成立が現在より10年		
		以上前であり当時の担当者も変更になっていることから、当時の		
		事情を説明することは困難であると思料するが、機構へ返済する		
		か債務免除交渉するかをあらためて検討する必要があると考える。		

特別会計名	項目	結果又は意見の概要	結果 又は意見	結果又は 意見の種類
公債管理特	償還事務	■地方公会計の整備に係る適切な対応について	意見	共通事項
別会計		県においては、現在、県債の将来の償還スケジュール等を踏ま		
		え、起債や償還の事務を行っているが、統一的な基準の下で作成		
		が求められている返済期間別の明細等については、未整理である		
		ということであった。		
		借換債の発行を前提に起債するケースもあるため、精緻に将来		
		の償還スケジュールを作成することは困難であると思料するが、		
		 将来の償還財源の確保の目安とするためや次項で述べる実質公債		
		費比率適正化のためのスケジューリングに資する情報を提供する		
		 ためにも、県債全体の償還スケジュールをより精緻に把握し、統		
		 一的な基準による地方公会計の整備について、適切に対応するこ		
		ととされたい。		
	実質公債費	■実質公債費比率適正化について	 意見	共通事項
	比率	 県の平成 25 年度決算に基づく実質公債費比率は 19.4%であり、		
		 全国 45 位であった。早期健全化基準である 25%は下回っているも		
		 のの、当該比率が 18%以上となった地方公共団体は、県債の発行		
		 に際し、公債費負担適正化計画を自主的に作成することとされて		
		 いる。県は、平成 24 年度決算に基づく当該比率が 18.6%となった		
		 ことから、平成 25 年 9 月付けで「岩手県公債費負担適正化計画」		
		 (平成 27 年 9 月改定)を作成している。		
		 当該計画には、今後平成 32 年度までに、実質公債費比率を 18%		
		 未満に低減すること、当該比率が 18%以上になった要因分析、今		
		 後の財政運営と具体的な取組みが定量的に記述されている。当該		
		 計画によると、基本的に、県が管理可能な県債の発行額を平成 25		
		 年度の水準に維持又は抑制することにより目標は達成できる見込		
		 みであり、平成 25 年度決算、26 年度決算に基づく実質公債費比率		
		は、当初推計値よりも改善している。		
		当該計画は、一定の金利上昇を見込んで作成されており、現行		
		 金利水準からすれば、平成 32 年度までに実質公債費比率を 18%未		
		 満にする目標は十分達成可能と見込まれるとのことであるが、今		
		後金利動向のみならず、政治・経済情勢等の変動による将来の不		
		確実性も勘案し、当該計画を着実に実施していただきたい。		
証紙収入整	支出事務	■売りさばき実績報告書の徴求について	 指摘	個別事項
理特別会計		岩手県収入証紙条例施行規則第 20 条によれば、「市町村及び売		
		りさばき人は、毎年度、3月末現在における証紙の売りさばき実績		
		を、岩手県収入証紙売りさばき実績報告書により、翌年度の4月		
		15 日までに所管広域振興局長等に報告しなければならない」とあ		
		るが、平成 25 年度の実績報告及び平成 26 年度の実績報告におい		

特別会計名	項目	結果又は意見の概要	結果	結果又は
			又は意見	意見の種類
		て、それぞれ1件ずつ期日超過になっている先があった。		
		今後、提出期限を遵守して実績報告するよう、売りさばき人へ		
		の指導を徹底していただきたい。		
		■証紙収納額報告の提出期限について	意見	共通事項
		岩手県収入証紙条例施行規則第21条第2項によれば、「地方公		
		所の長は、当該地方公所が所管する地方公所等において取り扱っ		
		た証紙の収納額を、証紙収納額表により毎月分を翌月 10 日までに		
		出納局長に報告しなければならない。」とあるが、10 日が休日で		
		あった場合の提出期限が、休日前の平日になるのか、休日明けの		
		平日になるのかについての明文規定がないため、休日前に提出し		
		ている振興局もあれば、休日後に提出している振興局もあるなど、		
		取扱いが統一されていなかった。		
		10 日が休日である場合の提出期限を明文化し、提出期限が統一		
		されるようにする必要があると考える。		
	現物管理	■販売頻度の低い金種の管理について	意見	個別事項
		監査人は、本庁、各振興局毎に、平成26年度末の残枚数と平成		
		26 年度中の販売枚数から、証紙の種類毎の回転期間(年度末に在		
		庫として保有している枚数は、何年分の販売枚数に相当するか)		
		を算出した結果、県北(二戸)の 700 円の証紙については、在庫		
		数量に比して年間販売枚数が極端に少なく、回転期間も長期間と		
		なっている。		
		利用頻度の少ない証紙は、①売りさばき人等の購入者の要望に		
		もよるが、700 円の種類も交えて販売し残高の減少に努める、②分		
		散保管するリスクを考慮し、より安全性の高い県庁の金庫室に集		
		約する(5,000枚のロット単位にはなると思料するが)、③本庁へ		
		の追加発注は回転期間が縮小し安定するまでの間当面取りやめる、		
		等を検討することが望まれる。		
流域下水道	特別会計の	■人件費の会計区分について	 意見	共通事項
事業特別会	運営状況	県の流域下水道事業は、条例に基づき特別会計で経理すること		
計		とされている。しかしながら、当該事業の従事者である県職員の		
		うち、一般会計に所属する者が 26 名存在する。下水道事務所に勤		
		務する12名については、建設事業や維持管理事業をサポートする		
		管理部門であることから、間接的には流域下水道事業に携わって		
		いるのであり、直接事業に携わっていないことをもって一般会計		
		区分で経理することには疑問がある。		
		■水洗化人口割合の向上について	 意見	共通事項
		施設の有効活用と県民の利便性の向上の観点からは、水洗化人		
		口割合の向上は不可欠である。		

特別会計名	項目	結果又は意見の概要	結果 又は意見	結果又は 意見の種類
		県は、毎事業年度、市町村の下水道担当者を集めた会議を行い、	7 77 72 72	12.72
		水洗化人口割合等の汚水処理ビジョンで各市町村が設定した目標		
		 値の進捗状況のモニタリングと啓発活動を行い、指導的役割を果		
		たしているとともに、目標と実績を毎年度県のホームページで公		
		表している。		
		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
		 町村を重点的に指導していくべきであると思料するが、普及率と		
		 水洗化人口割合との乖離が大きい市町村ほど、経済的な理由で接		
		続できない県民が多数を占めていると推測される。乖離の縮小に		

		 相談対応を行い、水洗化人口割合の向上を担う市町村の活動をよ		
		り一層支援していただきたい。		
		■市町村の経営計画等策定支援について	 意見	共通事項
		県及び県下各市町村とも財政状況が厳しい折、今後さらに下水		
		 道関連施設の老朽化対策に関する取組が求められるところである。		
		 普及率の向上のための投資も重要ではあるが、老朽化しつつあ		
		 る既存施設の更新投資も重要な課題であることから、普及率向上		
		のための新規投資と更新投資のバランスを勘案し、汚水処理ビジョ		
		 ンの見直しや拡充を含めた県下全体のビジョンを再考する局面に		
		 さしかかっていると考える。		
		そのためには、各市町村が施設の老朽化の状況や将来の人口推		
		 計を考慮した新規あるいは更新投資計画と財政計画をふまえた中		
		長期経営計画の策定が求められるところであり、県は当該経営計		
		画の策定のための指導的役割を果たすことが期待される。		
		 県は、平成 22 年度以降、専門家を招聘して県内市町村の下水道		
		事業担当者を集めた公営企業に関する勉強会や研修を行うなど指		
		 導性を発揮している。平成 26 年度現在、下水道事業を行っている		
		 31 の県内市町村のうち地方公営企業法を適用(以下「法適化」と		
		いう。) している市町村は7市町村である。現時点で残りの24市		
		 町村が法適化するか否かの明確な意思表示がすべてあるわけでは		
		ないが、今後各市町村が法適化に積極的に取り組み、精度の高い		
		経営戦略を策定できるよう、より一層の指導性を発揮していただ		
		きたい。		
	契約事務	■随意契約による業者選定について	意見	個別事項
		「北上川上流流域下水道都南浄化センター管理棟冷温水配管更		
		新その1工事」は、「その性質又は目的が競争入札に適しないも		
		のをするとき」に該当すると認められるとして随意契約を締結し		
		ている。		

特別会計名	項目	結果又は意見の概要	結果	結果又は
			又は意見	意見の種類
		しかしながら、当該契約の随意契約理由は「工事請負契約にお		
		ける随意契約のガイドライン」 I (2) ②において記載されてい		
		る「同一施工者以外の者に施行させた場合、既設の設備等の使用		
		に著しい支障が生ずるおそれがある」には該当するかは疑問であ		
		る。今後同様の契約を行うに際しては、競争入札により業者選定		
		を行うことの要否を検討いただきたい。		
	収入事務	■維持管理負担金の合理性について	意見	共通事項
		流域下水道事業特別会計は、流域関連公共下水道を設置する市		
		町の負担金(以下「維持管理負担金」という。)、一般会計から		
		の繰入金及びその他の収入をもってその歳入とすべきことが定め		
		られている(岩手県流域下水道事業特別会計条例第 2 条)。中で		
		も維持管理負担金は公平性の観点から正確に算定される必要があ		
		ప 。		
		維持管理負担金は維持管理等に係る経費を計画水量で割り単価		
		を設定しており 3 年ごとに負担金単価を見直し、県と処理区の市		
		町が覚書を締結している。維持管理負担金単価を決定する協議会		
		においてしばしば流域の市町から質問及び減額の要請が出されて		
		いることからも分かるように、その必要性について県に説明責任		
		があると言える。		
		緊急事態に備えて財源をプールしておくことには負担金平準化		
		の観点からも一定の合理性が存在するが、金額水準の妥当性につ		
		いては過去の実績等を踏まえ中長期的な計画に基づいて検討し、		
		各市町への十分な説明が必要である。		
		■維持管理負担金の算定根拠となる人件費の過少計上	意見	共通事項
		人件費は維持管理費負担金の算定根拠に含まれているため、正		
		確な把握が求められる。		
		下水道事務所の職員のうち維持管理負担金算定根拠に算入され		
		ているのは、ごく一部の職員となっている。本来であれば、維持		
		管理負担金の算定根拠には「維持管理業務」に従事している人員		
		数分の人件費が算入されるべきものである。人件費の過少算定に		
		より市町村からの維持管理負担金も過少に算定されている場合、		
		一般会計が肩代わりしていることとなり、受益者負担の観点から		
		不適切である。		
		よって、実際に「維持管理業務」に従事している人員数を把握		
		し、維持管理負担金に反映させる必要がある。		
	行政財産の	■行政財産の目的外使用に係る使用料算定の不備	意見	個別事項
	管理	行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使		
		用を許可することができる(地方自治法第 238 条の 4 第 7 項)。		

特別会計名	項目	結果又は意見の概要	結果 又は意見	結果又は 意見の種類
		 行政財産の使用を許可する場合には、使用料を徴収することとなっ	12.7	
		 ており(地方自治法第 225 条、行政財産使用料条例第 1 条)、使		
		 用料を減免できる場合が例示列挙されている(行政財産使用料条		
		例第3条)。下水道事務所においては、例示列挙のうち第6号に		
		該当する場合について使用料減免の際、減免前の基本使用額につ		
		いて算定を行っていない。		
		しかし、減免前の基本使用額を把握することにより、その機会		
		損失を可視化することが可能となる。土地の有効活用という経済		
		性の観点からは、たとえ結果的に減免となるものであっても、そ		
		の金額を把握することが望ましい。		
		■重要物品管理表上の配置場所と実際の配置場所の相違	意見	個別事項
			总允	
		重要物品管理表上、都南処理区に配置されている内視鏡 1 台が		
		胆江処理区で使用されていることが発見された。		
		問題は、管理表上の配置場所と実際に配置場所が異なることで		
		はなく、現在どの処理区で使用されているかという情報が管理表		
		はもちろん他のいずれの資料にも記録されていないこと、もしく		
		は所有者である県において適時に把握できていないことであると 		
		言える。		
		固定資産の移動は県として特段の記録を残していないとの説明		
		であったが、固定資産管理の観点からは移動・共有するものにつ		
		いてはその所在が明らかとなるような記録を残しておくことが望		
		ましい。		
		■稼動資産と非稼動資産の区別	意見	個別事項
		重要物品管理表上処分された非稼動資産が稼動資産と明確に区		
		分されていないことが発見された。予算の都合上、不要になった		
		資産を適時に処分することは困難であるとしても、資産管理の観		
		点からは稼動資産と非稼動資産は明確に区別して管理する必要が		
		ある。		
	下水道公社	■賞与引当金の計上について	指摘	出資団体
		「公益法人会計基準に関する実務指針(その2)」(平成 20 年		
		 10 月 7 日改正)において賞与引当金につき規定されており、賞与		
		 引当金を計上する必要があるが、下水道公社においては賞与引当		
		金が計上されていなかった。		
		な把握を行うためには、賞与は、支給時の一時の費用として処理		
		するのではなく、期末時に翌期に支給する職員の賞与のうち、支		
		給対象期間が当期に帰属する支給見込額について、当期の費用と		
		して計上する必要がある。		
	1			

特別会計名	項目	結果又は意見の概要	結果	結果又は
			又は意見	意見の種類
		■流域下水道管理運営支援受託事業の実費精算による返還金につ	意見	出資団体
		いて		
		貸借対照表に未払金として「流域下水道管理運営支援受託事業 		
		の実費精算による返還金」が14,112千円が計上されている。当該		
		金額は、補正予算額から執行額を差し引いた執行残額である。平		
		成 26 年度の当初予算は 166, 992 千円であり、8%程度の返還となっ 		
		ている。		
		下水道公社によると施設の補修等突発的事象に備えての予算確		
		保ということであり、一定の理解は示せるものの、予算の積算を 		
		精緻に行うなど、多額の返還金が生じないよう更なる努力が必要 		
		と考える。		
港湾整備事	収入事務	■給水施設使用料の請求額について	指摘	個別事項
業特別会計		港湾施設のうち、船舶のための給水施設(船員の飲み水等の給水) 		
		の使用許可を受けたものは、岩手県港湾施設管理条例第 12 条の規		
		定に基づき使用料を納めることとされている。		
		使用料算定の基礎となる水道料金は、港湾の存在する釜石市の		
		水道料金によることとなっている。		
		しかしながら、平成 26 年度の使用料は、平成 26 年度の釜石市		
		の水道料金(船舶用)248.4 円/いに 162 円を加算した 410.4 円/		
		トッで算定すべきであったが、平成 25 年度の水道料金である 241.5		
		円/トッに 162 円を加算した 403.5円/トッで算定していた。		
		平成 26 年度において新料金を適用すべき総給水量が 3,297 トン		
		であったため、23,497円の使用料が請求漏れとなった。		
		将来にわたり、水道料金改定情報をもれなく察知できる体制を		
		構築し、今後同様の誤りのないように留意していただきたい。		
		■申請事務手続きの削減について	意見	個別事項
		平成 26 年度野積場の使用許可申請件数は 551 件であった(すべ		
		て許可)。一方、申請者は、宮古市内で港湾運送事業の認可を受		
		けている業者が 99%を占めていた(当該業者のほか 1 社申請して		
		いるが、年間の申請件数は5件であった)。		
		申請場所は同一であるが、使用面積が異なることや、使用目的		
		(置く物) が異なることから、都度申請に応じた許可を行うこと		
		は、手続きとしては必要十分であると思料するが、一方で、業務		
		の効率性の面から、例えば、月次等の一定の期間で当該場所を包		
		括的に使用許可し、業者に使用実績の報告を求め、その使用実績		
		に応じた使用料の清算を行う等により、申請事務手続きの件数を		
		削減し、業務の効率化につなげることの可否を業者の協力も得な		
		がら検討していただきたい。		

特別会計名	項目	結果又は意見の概要	結果	結果又は
			又は意見	意見の種類
		■占用許可の更新の要否確認について	意見	個別事項
		平成 26 年度の港湾施設占用許可一覧を閲覧したところ、占用期		
		間が満了している(占用期間の終期が平成26年度末以前)案件が		
		散見された。		
		災害復旧事業が優先であり、占用申請の有無が実質的に影響あ		
		るとはいいがたい宮古市への使用許可(地方公共団体が公共の用		
		に供するため全額減免)であるとはいえ、災害復旧業務が収束し		
		つつある現時点より取り組んでいただきたい。		
		■使用料収入、財産収入の増加促進	意見	共通事項
		震災後は、災害復旧工事が途上である港については、野積場等		
		の港湾施設は災害復旧工事のための資材置き場(消波ブロックや		
		砂利等)として使われることが最優先であるため、使用料を徴収		
		できる民間への使用許可を促進しづらいところである。		
		この点、久慈港は一足早く港湾の復旧工事に目処が立ち、大船		
		渡港では平成28年度中に、工業用地の民間企業への売却が見込め		
		ることから、中断していた造成を再開させている。		
		このように、災害復旧工事が収束するにつれ、使用可能な港湾		
		 施設が増加することが見込まれる。これに応じて、今後、無償使		
		 用許可していた施設が本来的な用途に使用できること、利用率の		
		 低い施設の高稼働化、工業用地の売却促進等、収入増加につなが		
		 るPR活動や企業誘致活動を積極的に行っていただきたい。		
	台帳管理	■台帳の整備促進について	意見	共通事項
		 現在の港湾施設台帳は、東日本大震災津波の発生以降も更新し		
		 てはいるものの、部分的に未更新の台帳もあり、更新が十分には		
		 行われていない状況である。		
		 県の最優先事業は、現在も災害復旧事業であり、特に津波の被		
		 害を大きく受けた沿岸地区においては、港湾整備事業がピークを		
		迎えている。このような状況で、膨大な港湾施設台帳を整備し直		
		すことの優先順位が後位であることは、やむを得ないものと思料		
		するところである。		
		県は、同じ公営企業である流域下水道事業に関しては、集中取		
		組期間 (平成31年度まで) 内に法適化することを決定しているこ		
		とから、固定資産台帳整備は平成31年度までに法適化というプロ		
		ジェクトの中で整備していくことになる。一方、港湾整備事業の		
		法適化に関しては、今後の検討課題としている。この方針自体が		
		否定されるものではないが、統一的な基準に基づく財務書類等の		
		合定されるものではないが、航一的な基準に基づく財務書類等の 作成期限である平成29年度までには、地方公会計に基づく固定資		
		産台帳整備が必要になることを申し添えたい。		